

独立行政法人会計基準研究会議事概要

1. 日時
平成24年3月26日（月） 11:00～12:00
2. 場所
中央合同庁舎2号館 総務省第1会議室
3. 出席者（敬称略）
 - (1) メンバー等
八木良樹（座長）、佐藤行弘（座長代理）、遠藤尚秀、梶川融、櫻谷隆夫（共同ワーキングチーム座長）、小泉弘康、鈴木豊、宮脇淳、岡本義朗、長村彌角、樋沢克彦、吉田稔
 - (2) 総務省行政管理局
戸塚誠（行政管理局長）、奥達雄（管理官）、岡宏記（副管理官）
 - (3) 関係機関
泉潤一（財務省主計局公会計室長）、橘寿彰（同調査官）、園田雅宏（同課長補佐）、北川修（総務省行政評価局評価監視官）、石川彰（会計検査院事務総長長官上席企画調査官付副長）
4. 議題等
○ 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について、総務省の独立行政法人会計基準研究会及び財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に置かれた共同ワーキングチームにおいて取りまとめられた報告書案（「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について」）が報告（事務局からの修正事項を含む。）され、審議の上、了承された。
5. 配付資料
別 添
6. 概要
 - (1) 本研究会の会議の記録について
冒頭、本研究会の会議の記録について意見交換が行われ、その場に出た意見を踏まえた形で、今年度以降開催分につき、会議記録（議事概要）を作成・公表することとなった。

※本件について、以下のようなやりとりがあった。
 - ① 会議記録の形式について、他の類似の会議における記録形式を踏襲するだけではなく、会議の性格の違いも考慮した上で、議事概要形式を選択することが適切であると判断したということが言えなければならないとの意見が出された。これに対し、全ての発言を記録に残すよりも、結

論を出すに当たって出た意見を検索できるようにしておく方が、この研究会の性格上、有意義であるため議事概要形式を選択するとの整理が確認された。

- ② 発言をそのまま文字にすると、かえってミスリードになることもあり、議事概要形式の方が誤解が少ないとの意見も出された。

- (2) 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂について共同ワーキングチームから、概要について以下のとおり報告が行われた。(事務局から、補足的に技術的な修正部分について説明があった。) 結論として改訂案が了承された。

※なお、本研究会で了承された技術的な修正については、財政制度等審議会側においても改めて了承をとりつけることとなった。

○ 経緯・背景

企業会計審議会の定める監査基準及び日本公認会計士協会が定める監査実務指針(以下「企業会計の監査の基準」)において、国際監査基準(I S A)における明瞭性プロジェクト(すべての基準を必須手続とそれ以外の手続に明確に区分することなどを内容とする)への対応として、監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の改訂が行われた(平成22年3月)ところであり、これらの改訂を踏まえた独法監査基準の報告書を改訂する案について、共同WTとして取りまとめたものである。

○ 改訂案の概要

- ・ 現在、独立行政法人については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(本年1月20日閣議決定)により、制度及び組織の抜本的な見直しが予定されていることから、今回の改訂においては、上記国際監査基準(I S A)における明瞭性プロジェクトへの対応として、企業会計の監査の基準において行われた改訂を踏まえつつ、最小限必要な改訂を行うこととしている。
- ・ 改訂案の概要は、以下のとおりである。
 - ① 企業会計の監査の基準において、監査人の報告責任が、「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に2分されたことを踏まえ、独法監査基準の報告書では、今まで「財務諸表等」として同レベルで扱ってきたものを、①「財務諸表」、②独立行政法人通則法上、意見表示が求められている「利益処分案及び決算報告書」、③「それ以外の書類(事業報告書)」の3区分とすること。
 - ② 企業会計の監査の基準と整合するよう、独立行政法人の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して明記すること、等の改訂を行うこと。
 - ③ 独立行政法人が準拠する会計基準に関し、現行の規定ぶりは、「独立行政法人会計基準及び同注解並びに一般に公正妥当と認められる会計基準」となっているが、独立行政法人が準拠する会計の基準は、「独立行政法人会計基準」、「注解」及び「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の3つが一体として構成している規範全体であることを、きちんと反映した表現となるように規定を改めること。

- ④ 企業会計の監査の基準において、財務諸表に対する監査意見につき、経営者が採用する財務報告の枠組みにより、適正意見の表明が可能である「適正表示の枠組み」と、単に適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されている旨意見表明される「準拠性の枠組み」に区分することが求められたことを踏まえ、独立行政法人の会計基準は、独法会計基準第80第1項に「その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」と規定されていることを踏まえ、「適正表示の枠組み」を採用しているものと整理し、本報告書の前文に明記すること。

○ 共同WTでの議論の紹介

(1) 独立行政法人の会計基準を「適正表示の枠組み」と整理することについて

- ① 独立行政法人には会計基準からの離脱が許されない状況で「適正表示の枠組み」を満たしていると言えるかどうかという疑問が出されたが、国際監査基準においては会計基準からの離脱が制度上認められない国もあることから、情報の追加開示がされるのであれば適正表示枠組みとする整理がなされたこと、独立行政法人にとって会計基準からの離脱は想定されないが、利害関係者に対して誤解を与えないように情報の追加開示が必要となる場合が想定されていること等から適正表示の枠組みと整理された。
- ② 独法において、「一般に公正妥当と認められる」といった規定ぶりを使用できるだけのプロセスを踏んでいるかどうか疑問が残るため今回の改訂を先送りできないかとの意見が出されたが、その意見をきちんと議事概要に残しておくことで「一般に公正妥当と認められる」という表現を採用した根拠を残しておくこととなった。

(2) 改訂文案「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」について

企業のような多種多様な会計実務環境の中で、信頼性が高いとして使用されるというケースとそのような選択余地がない独立行政法人とでは環境は違うのではないかとの意見が出されたが、現行改訂案文を採用とした上で、その意味することの説明をきちんと議事概要に残しておくとのやり方が適当とされた。

○ 技術的な修正箇所（事務局より補足説明）

「資料2 報告書」中、「企業会計審議会の定める監査基準（以下『企業会計の監査基準』という。）」という記載について、我が国の企業会計の監査の基準は、①企業会計審議会が定める監査基準と②日本公認会計士協会が定める実務指針の両方で構成されていることを適切に表現するため、「企業会計審議会等の定める監査の基準（以下『企業会計の監査の基準』という。）」等と修正した。

※本件について、以下のようなやりとりがあった。

- ① 従前から、独立行政法人監査基準においては、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」について明示的には規定していなかったものの、そ

のような考え方を背景に規定していたものであり、今回の改訂により、基本的な考え方の変更があった訳ではないということを確認したいとの意見があり、これに対して共同WTより、今回の改訂案においては、基本的な考え方に変更はない旨の説明があった。

- ② 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準」と規定した場合、諸外国の関係者等が、日本の独立行政法人には、企業会計とは全く異なる特別な会計処理等が適用されているものと考え、資金調達面等において弊害が生じる可能性があるのではないかとの意見が出されたが、原案で差し支えないこととなった。
- ③ 「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して」との表現に関し、その意味することの説明を示す文書として、基準本体よりも、議事概要の方が適当なのかとの意見が出されたが、実務的にほとんど疑義がなく、また、基準レベルで明記する必要性に乏しいことなどから、議事概要への記載が適当であることが確認された。
- ④ 今回の改訂内容は明瞭性プロジェクトに対応するための必要最小限の改訂であり、法規準拠性や効率性・経済性の観点からの監査に関する論点に関しては、今後、改めてしっかり議論をすることが必要との意見が出された。これに対して、法規準拠性や効率性・経済性の観点からの監査については、現行の監査の基準においてきちんと位置付けがなされており、実務上疑義はないとの意見も出された。
- ⑤ 前文の実施時期に係る記述（「平成 24 年 3 月決算に係る監査から実施することが適当である。」）に関し、「実施すべきである」旨、明記すべきではないかとの意見が出されたが、会計基準の適用時期に関する記述の前例などに照らし、研究会としての見解を表明する形の原案の記述振りで差し支えないこととされた。

(以上)